

令和６年度エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（工場等におけるエネルギーの使用状況及び管理実態に関する調査事業）に係る入札可能性調査実施要領

令和６年３月１５日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

経済産業省では、令和６年度エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（工場等におけるエネルギーの使用状況及び管理実態に関する調査事業）の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添１登録様式に記入の上、５．提出先までご登録をお願いします。

１．事業内容

（１）概要

別紙仕様書参照

（２）事業の具体的内容

別紙仕様書参照

（３）事業期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで（予定）

（４）事業実施条件

当該委託調査事業は、以下の要件を満たす事業者であることが事業遂行上必要。

- 報告徴収の発出、督促を含めた提出管理、結果集計等の報告徴収に係る一連の作業に加えて、報告徴収への記入等に関する事業者からの問合せ対応や徴収内容の分析・評価といった高度な知見・経験を有すること。
- 調査実施期間約5か月（9月～1月）で全国約250か所の工場等の調査における効果等の検証が可能であること。なお、上記250か所の「調査」には、①報告徴収結果や選定基準に基づく調査対象者の選定、②現地調査、③調査結果に基づく分析・評価、及び④調査対象工場等への工場等判断基準（※1）の遵守状況に関する評価や原単位の改善に関するフィードバックまで、一連の工程を含む。
- 調査を実施する調査員については、エネルギー管理士もしくはそれと同等以上の知見・経験を有し、かつ、工場等の省エネルギーに係る指導又は調査の豊富な経験を有し、調査対象となる工場等（電気供給、熱供給、ガス供給及び製造業、小売業、ビル、ホテル等といった多様な業態を含む）の事業内容や使用設備及びエネルギーの使用状況に精通している者を確保できること。また調査の評点結果によっては省エネ法に基づく指導や立入検査の対象となりうることから、調査員の調査の質の均質性を担保できること。
- 調査は、調査員を対象工場等へ派遣し、1工場につき1日間で調査を実施できること。
- 工場等現地調査は、当該事業者の競争の源泉たる機密性の高い技術に触れうることとなるため、本調査を円滑かつ確実にを行うため、公益性の高い機関であること。
- 特定事業者から提出された報告徴収票を確認し、達成状況の評価分析を行い、工場等調査の調査対象者の選定まで行えること。

【参考情報】

※1 工場等判断基準は下記 URL 参照のこと。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/data/pdf_001.pdf

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和6年3月18日（月）17時00分までに登録してください（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります）。「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和6年3月19日（火） 14時00分～14時30分

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制、等）
- ・ 再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ、等）
- ・ 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

・その他、執行管理業務と想定する業務

②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書（別添2）を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅱ（以下の事業類型Ⅰ～Ⅲ）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはそれらを踏まえて判断します。

＜事業類型＞

Ⅰ．多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

Ⅱ．現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

Ⅲ．多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添3）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

- ・委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」
※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課 遠藤 宇佐見 宛て

TEL : 03-3501-9726

E-mail : endo-mitsuru@meti.go.jp; usami-keita@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和6年4月4日（木）12:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。